

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

訓令

○総合文書管理システム開発実証実験のためのモデルシステム利用に係る文書管理の特例に関する規程

(法制文書課) 一三三

告示

○北海道公債の償還(縁故債)

(財政課) 一二四

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(情報政策課) 一二五

○一般競争入札の資格に関する公示

(廃棄物対策課) 一二五

○一般競争入札の実施

(廃棄物対策課) 一二六

○一般競争入札の資格に関する公示

(保護課) 一二七

○一般競争入札の実施

(保護課) 一二八

○土地改良法による国営換地処分

(農地調整課) 一二九

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課) 一二九

○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定

(土地改良指導課) 一二九

○北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計に属する歳入金に係る収納事務の委託の一部改正

(水産経営課) 一二九

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一二九

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課) 一二九

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一三〇

○道路の区域の変更(二件)

(道路整備課) 一三〇

○道路の供用の開始

(道路整備課) 一三〇

○道路の区域の変更及び供用の開始(三件)

(道路整備課) 一三一

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等

(河川課) 一三一

○河川区域の指定の一部改正

(河川課) 一三一

○河川予定地の指定の一部改正

(河川課) 一三一

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防災害課) 一三三

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可の一部改正

(砂防災害課) 一三三

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

(都市環境課) 一三三

○一般競争入札(物品の購入)の実施

(物品管理課) 一三三

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件)

一三四

道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

一三四

道原子力環境センター告示

○一般競争入札(物品の購入)の実施(二件)

一三五

道教育庁空知教育局告示

○一般競争入札(物品の購入)の実施

一三七

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正

一三八

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年十一月分)

一三八

○政治団体の設立の届出(平成十三年十二月分)

一三九

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年十二月分)

一三九

○政治団体の解散の届出(平成十三年十二月分)

一四〇

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年十二月分)

一四〇

○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十三年十二月分)

一四〇

○政党支部の届出(平成十三年十二月分)

一四一

道監査委員公表

○監査公表第一号

一四一

道地方労働委員会告示

○北海道地方労働委員会あつせん員候補者

一四八

道警察本部公告

○公募型プロポーザルの実施

一五〇

訓

令

北海道訓令第1号

本 庁

総合文書管理システム開発実証実験のためのモデルシステム利用に係る文書管理の特例に関する規程を次のように定める。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

総合文書管理システム開発実証実験のためのモデルシステム利用に係る文書管理の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、総合文書管理システムの開発のための実証実験に係るモデルシステム

(以下「システム」という。)を利用した文書の処理について、文書管理の特例を定めるものとする。

(文書処理の手続)

第2条 システムを用いて総務部長が定める文書処理の手続により文書処理を行った場合は、北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)第2章及び第3章、北海道取扱注意文書規程(昭和61年北海道訓令第17号)第3条から第6条まで並びに北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程(平成10年北海道訓令第14号)第5条の手続により処理されたものとみなす。

2 前項に規定する手続により決定を経た事案又は報告が終了した事案に係る電子情報は、速やかに紙に出力するものとする。

3 前項の規定により出力した文書は、文書主任又は文書副主任において適正に決定を経、又は報告が終了したものであることを確認するものとする。

(出力文書の取扱い)

第3条 前条第3項の規定により確認が行われた文書は、北海道文書管理規程第5章から第12章までにて規定する文書とみなし、これらの規定を適用する。

附 則

この訓令は、平成14年1月28日から施行する。

示

北海道告示第104号

北海道公債の平成14年2月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

1 当せんした証書の番号等

銘 柄 償 還 金 額

当せんした証書の番号等

北海道第19回1号公債 3億円

10万円券 100万円券 1,000万円券
201～210 181～189 181～189
701～710 631～639 631～639
741～750 667～675 667～675

北海道第19回2号公債 3億3,000万円

171～180 154～162 171～180
241～250 217～225 241～250
951～960 856～864 951～960

北海道第19回3号公債 1億5,000万円

— 41～50 17～20
451～460 181～184
841～850 337～340

北海道第20回1号公債 4億5,000万円

441～460 397～414 617～644
981～990 883～891 1373～1386

北海道第20回2号公債 3億円

41～50 37～45 37～45
571～580 514～522 514～522
611～620 550～558 550～558

北海道第20回3号公債 4億5,000万円

441～450 397～405 617～630
761～770 685～693 1065～1078
941～950 847～855 1317～1330

北海道第20回4号公債 6億3,000万円

181～190 163～171 361～380
641～650 577～585 1281～1300
921～930 829～837 1841～1860

北海道第20回5号公債 3億6,000万円

— 231～240 254～264
801～810 881～891
951～960 1046～1056

北海道第21回1号公債 9億円

401～420 361～378 561～588
881～900 793～810 1233～1260
1161～1180 1045～1062 1625～1652

北海道第21回2号公債 10億2,000万円

961～980 1345～1372 1489～1519
1781～1800 2493～2520 2760～2790
1901～1920 2661～2688 2946～2976

北海道第21回3号公債 9億円

181～200 163～180 253～280
861～880 775～792 1205～1232
1101～1120 991～1008 1541～1568

北海道第21回4号公債 6億6,000万円

851～860 766～774 1786～1806
911～920 820～828 1912～1932
991～1000 892～900 2080～2100

北海道第21回5号公債 8億4,000万円

— 161～170 433～459
561～570 561～570 1513～1539
641～650 641～650 1729～1755

北海道第22回1号公債 9億円

171～180 154～162 494～522
301～310 271～279 871～899
531～540 478～486 1538～1566

北海道第22回2号公債 9億円

531～540 478～486 1538～1566
641～650 577～585 1857～1885
971～980 874～882 2814～2842

北海道第22回3号公債 9億円

291～300 262～270 842～870
811～820 730～738 2350～2378
861～870 775～783 2495～2523

北海道第22回4号公債 10億5,000万円

541～560 757～784 865～896
1061～1080 1485～1512 1697～1728

北海道第22回 5号公債	10億5,000万円	1461～1480	2045～2072	2337～2368
		211～230	260～287	323～354
		531～550	708～735	835～866
北海道第22回 6号公債	7億5,000万円	1491～1510	2052～2079	2371～2402
		—	—	1～25
				1051～1075
				1201～1225
北海道第22回 7号公債	9億3,000万円	361～370	685～703	1045～1073
		741～750	1407～1425	2147～2175
		851～860	1616～1634	2466～2494
北海道第22回 8号公債	6億6,000万円	—	—	243～264
				331～352
				1255～1276
支払場所	指定支払場所			
償還期日	平成14年2月20日			

北海道告示第 105 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するサーバ 80台
- 落札を決定した日
平成13年12月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
(2) 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル
- 落札金額
4,609,500円 (月額)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第1909号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合企画部情報政策課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 106 号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

- 資格及び委託業務の種類
平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成14年1月25日に一般競争入札の公告を行う物質循環構造等把握調査業務委託契約
(2) 資 格 物 質 循環構造等把握調査業務委託に関する資格 (以下「資格」という。)
(3) 業 務 の 種 類 物質循環構造等把握調査業務委託
- 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成14年1月25日直前の道税を滞納していないこと。
(5) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体から、廃棄物若しくはリサイクルに係る調査研究について業務委託を受け、実施した実績があること。
- 資 格 要 件 の 特 例
中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
- 資格審査の申請の時期及び方法
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年1月25日 (金) から2月1日

第1334号

北海道公報

(金) までの間にしなければならない。 (2) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課 イ 提出先の所在地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 24－323 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の2の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第107号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年1月25日 1 入札に付する事項 (1) 委託をする業務 北海道知事 堀 達 也		物質循環構造等把握調査業務 (2) 委託をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 委 託 期 間 契約の日から平成14年3月25日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第106号に規定する物質循環構造等把握調査業務に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 (2) 入 札 日 時 平成14年2月8日 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各	
--	--	--	--

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 24－323

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年1月25日に一般競争入札の公告を行う医療扶助しセゾ

ト情報データベース化事業に係るデータ入力業務委託契約

(2) 資 格 医療扶助しセゾト情報データベース化事業に係るデータ入力業

務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 医療扶助しセゾト情報データベース化事業に係るデータ入力業

務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年1月25日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成14年1月25日において引き続き2年以上データ入力業務を営んでいること。

(6) 資本金は300万円以上であること。

(7) ペリフライ機能を有するデータエントリ機器を5台以上有していること。

(8) キーパンチヤー要員数が8名以上であること。

(9) データの漏えい、改ざん、滅失及び、き損を防止するための安全対策措置を講じていること。

(10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。

(11) 道庁近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常動していること。

(12) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日で、道の指定する日に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年1月25日から31日までの間にしな

ければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称

イ 提出先の所在地

北海道保健福祉部保護課

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 25－825

5 資格審査の再申請

第1334号

報 告 公 道 海 北

(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道告示第109号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年1月25日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 調達をする役務の名称 医療扶助レセプト情報データベース化事業に係るデータ入力業務の数字の入力に係る1文字当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 4,861,000字 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約の日から平成14年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第108号に規定する医療扶助レセプト情報データベース化事業に係		
--	--	--

るデータ入力業務に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年2月8日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札書の記載方法 入札は、数字の入力に係る1文字当たりの単価で記載すること。 この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。 (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道保健福祉部保護課		
--	--	--

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011－231－4111 内線 25－825
(5) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 110 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、下川町新下川地区（班溪工区）の換地処分をした。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 111 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年 1 月29 日から20 日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	堀 達 也
東 蔵 岱	ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水、暗きよ、客土）	北海道石狩支庁
夕 張	中山間地域総合整備（農道、ほ場整備、農用地開発、暗きよ、農用地改良保全）	北海道空知支庁
湖 南	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水、農道、区画整理、土層改良、暗きよ）	北海道網走支庁
豊 岡 南	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、農用地造成、土層改良）	同
稲 都	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理）	同
三 石 東	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、客土、農用地造成）	北海道日高支庁

北海道告示第 112 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、標茶町が行う土地改良（多和第 2 地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道釧路支庁に備え置いて、平成14年 1 月29 日から20 日間、一般縦覧

に供する。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 113 号

昭和54年北海道告示第3913号（北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計に属する歳入金に係る収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

「稚内漁業協同組合 稚内市中央 4 丁目 稚内市中央 4 丁目
声問漁業協同組合 同 大字声問」を「稚内漁業協同組合
稚内市中央 4 丁目 」に改める。

北海道告示第 114 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 亀田郡恵山町字女那川407の24（次の図に示す部分に限る。）
場所
- 2 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 115 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 1 月25 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所 北見市広郷1009の26（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

第1334号

北 海 道 公 報

(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）	排水路用地とするため
	網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
	在場所
2(1) 解除に係る保安林の所	網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
在場所	
(2) 保安林として指定され	公衆の保健
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）	道路用地とするため
3(1) 解除に係る保安林の所	網走郡津別町字二又578（次の図に示す部分に限る。）
在場所	
(2) 保安林として指定され	名所又は旧跡の風致の保存
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）	道路用地とするため
4(1) 解除に係る保安林の所	常呂郡佐呂間町字啓生192の4（次の図に示す部分に限る。）、192の5
在場所	
(2) 保安林として指定され	風害の防備
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）	排水路用地とするため

北海道告示第 116 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成14年 1月25日

- 1(1) 解除予定保安林の所在 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 北海道知事 堀 達 也 場 所

(2) 保安林として指定され	土砂の崩壊の防備
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）	道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在	積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場 所	
(2) 保安林として指定され	魚つき
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）	道路用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在	河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場 所	
(2) 保安林として指定され	土砂の流出の防備
た目的	
(3) 解 除 の 理 由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）	道路用地とするため

北海道告示第 117 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年 1月25日

- 1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名 女満別空港線
3 道路の区域 区 間 変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
後の別

網走郡女満別町西6条4丁目284番1地先から網走郡女満別町西4条4丁目284番11地先まで	前 後	12.27mから 14.23mまで 22.00mから 25.53mまで	407.87m 407.85m	— —
---	--------	--	--------------------	--------

北海道告示第 118 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月25日

道路の種類 路 線 名 道路の区域	道 道	北海道知事 堀 達 也
1 道路の種類	道 道	
2 路 線 名	杓形仙法志鰯泊線	
3 道路の区域	間 間	

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番4地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎305番地先まで	前	8.82mから 14.25mまで	865.03m —
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番4地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎202番地先まで	前	21.00mから 31.00mまで	140.00m —
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番4地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎305番地先まで	後	8.82mから 14.25mまで	865.03m —
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番4地先から利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎305番地先まで	後	19.29mから 47.63mまで	861.04m —

北海道告示第 119 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月25日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

道道 恵 庭 栗 山 線	平成14. 1.25
--------------	------------

夕張郡長沼町字馬追原野946番6地先から
夕張郡長沼町字馬追原野950番9地先まで
夕張郡長沼町字馬追原野950番9地先から
夕張郡長沼町733番1地先まで
夕張郡長沼町6561番地先から
夕張郡長沼町6561番地先（道路敷地）まで
夕張郡長沼町6561番地先（道路敷地）から
夕張郡長沼町6417番1地先まで
空知郡南幌町中央3丁目183番54地先から
空知郡南幌町中央3丁目183番59地先まで

北海道告示第 120 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月25日

道路の種類 路 線 名 道路の区域	道 道	北海道知事 堀 達 也
1 道路の種類	道 道	
2 路 線 名	訓子府停車場線	
3 道路の区域	間 間	

変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
常呂郡訓子府町元町92番地先から常呂郡訓子府町元町1番1地先まで	前	18.18mから 18.18mまで	155.05m 道道北見置戸線における 14.04mの間
	後	19.00mから 19.00mまで	155.05m 道道北見置戸線における 14.04mの間

北海道告示第 121 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

第1334号

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	本別留込築線				
3	道路の区域	間 区	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
		中川郡本別町美里別454番	前	14.54mから		—
		2地先から足寄郡足寄町中矢778番1地先まで		42.00mまで		
		中川郡本別町美里別454番	後	16.90mから	5,113.50m	—
		2地先から足寄郡足寄町中矢791番地先まで		31.00mまで		

北海道告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類
- 路 線 名
- 道路の区域

間 区

変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
--------	-------	-----	-----------

釧路市大川町52番2地先（一般国道38号交点）から釧路市富士見1丁目3番7地先まで

前	16.00mから	363.40m	一般国道38号における
前	41.00mまで		47.70mの間
後	26.25mから	358.23m	一般国道38号における
後	43.40mまで		37.80mの間
後	26.25mから	358.23m	一般国道38号における
後	44.50mまで		37.80mの間

北海道告示第123号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

- 河 川 の 名 称
- 陸川敷地等が生じた年月日
- 陸 川 敷 地 等 の 位 置

一般河川石狩川水系富良野川
平成14年1月25日
左岸 空知郡中富良野町字中富良野2022番31地先から2022番32地先まで、2022番35地先から3064番2地先まで、同町字富良野原野1398番15地先から1397番8地先まで、同町字中富良野原野2531番30地先から2531番11地先まで、2531番23地先から2531番24地先まで、2528番4地先及び2528番4地先から2526番9地先まで

右岸 空知郡中富良野町字中富良野9204番地先から9203番地先まで、1883番8地先から2014番6地先まで、2014番9地先から2014番10地先まで、2014番10地先から1410番18地先まで、1410番18地先から1410番8地先まで、1411番25地先から1411番22地先まで、1335番21地先から1337番54地先まで、1337番59地先から1337番10地先まで、1337番64地先から1337番65地先まで、1412番31地先から1412番32地先まで、1412番37地先から1412番34地先まで及び1654番80地先から1654番79地先まで

- 陸川敷地等の種類及び数量

土地 22,708.72㎡

北海道告示第124号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年1月25日

北海道知事 堀 達 也

表の1「一般河川富良野川の項図面の欄中「第3号図の2」を「第3号図の3、第3号図の4、第3号図の5」に改める。

北海道告示第125号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 1月25日
北海道知事 堀 達 也
表の 1 一級河川富良野川の項図面の欄中「第 3 号図の 2」を削る。

北海道告示第 126 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、北海道建設部防災課課及び北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年 1月25日

北海道知事 堀 達 也

網走錦町地区その 2 急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	市	町	地 番	標 柱
網 走 市	錦町	136番 2	1	
同	同	126番 1	2、3、4	
同	同	137番 7	5、6	
同	同	134番 5	7、8	

北海道告示第 127 号

平成13年北海道告示第2153号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可）の一部を次のように改正する。

平成14年 1月25日

北海道知事 堀 達 也

3 埋立区域 1)位置の事項中「稚内市大字宗谷村富磯364番、」を「稚内市大字宗谷村字富磯364番、」に改める。

北海道告示第 128 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年 1月25日

北海道知事 堀 達 也

1 施行者の名称 弟子屈町

- 2 都市計画事業の 弟子屈都市計画道路事業（3・4・4号栄橋通）
種類及び名称
3 事業施行期間 平成7年7月18日から平成15年3月31日まで
4 事業地
収用の部分 変更なし

北海道告示第 129 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 1月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
コントロールユニットほか全9点
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成14年3月4日
(4) 納 入 場 所 別途指示する場所
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎 1 階 出納局入札室
(2) 入 札 日 時 平成14年2月8日 午前11時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6	入札説明書の交付に関する事項
(1)	交 付 場 所 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課 電話番号 011－231－4111 内線 32－289
(2)	交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
7	郵便等による入札
	郵便及び電報による入札は認めない。
8	落札者の決定方法
	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9	契約書作成の要否
	要
10	入札参加申込書の提出
	入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1)	提 出 期 限 平成14年2月6日 午後5時
(2)	提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
11	そ の 他
(1)	開札の時間において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)	入札金額等に係る消費税等の取扱い
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア	名 称 北海道出納局物品管理課
イ	所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 32－289
(4)	この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5)	この入札の執行は、公開する。
(6)	詳細は、入札説明書による。

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年1月25日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 富良野市北の峰町4771番18（ほか4筆（第3工区））

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富良野市弥生町1番地 富良野市長 高田 忠尚

3 開発許可年月日及び番号 平成11年10月15日 上建設第11－14号

北海道網走支庁告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年1月25日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 斜里郡斜里町字豊倉50番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 斜里郡斜里町字豊倉55番地 大成工業株式会社 代表取締役 田中 正義

3 開発許可年月日及び番号 平成12年8月14日 網建指第12－5号

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年1月25日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第1号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の4第11項中「100分の40以上100分の90以下」を「6月に支給する場合においては

100分の40以上100分の90以下、12月に支給する場合においては100分の35以上100分の85以下」に改める。

附則に次の1項を加える。

13 平成14年3月から平成15年3月までの勤勉手当の成績率は、第24条の4第11項の規定にかかわらず、北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成14年北海道企業管理規程第1号）による改正前の北海道企業職員給与規程第24条の4第11項の規定による成績率とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道原子力環境センター告示

北海道原子力環境センター告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年1月25日

北海道原子力環境センター所長 佐々木 輝 元

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
モニタリング用ダストサンプラ 3台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年3月25日
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - (3) 調達をする物品に関し、納入実績があることを証明した者であること。
 - (4) 調達をする物品に係る放射線計測器について ISO9001の取得を証明した者であること。
 - (5) 調達をする物品に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (6) 調達をする物品に関し、発注仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター大研修室
- (2) 入 札 日 時 平成14年2月12日 午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター総務課
電話番号 0135-74-3131
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。

- 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

- 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年1月31日
- (2) 提 出 場 所 郵便番号 045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター総務課

11 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道原子力環境センター

イ 所 在 地 郵便番号 045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
電話番号 0135-74-3131

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道原子力環境センター告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年1月25日

北海道原子力環境センター所長 佐々木 輝 元

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

モニタリング用サーベイメータ

ア 電離箱式サーベイメータ（専用金属ケース付）

9台

イ G M管式サーベイメータ（専用金属ケース付）

9台

ウ シンチレーショナル式サーベイメータ（専用金属ケース付）

(フ) 環境γ線測定用

3台

(イ) 放射性ヨウ素測定用

8台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年3月25日

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 調達をする物品に関し、納入実績があることを証明した者であること。

(4) 調達をする物品に係る放射線計測器についてISO9001の取得を証明した者であること。

(5) 調達をする物品に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること

(6) 調達をする物品に関し、発注仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター大研修室

(2) 入 札 日 時 平成14年2月12日 午前11時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
北海道原子力環境センター総務課

電話番号 0135-74-3131

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年1月31日

(2) 提 出 場 所 郵便番号 045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1

北海道原子力環境センター総務課

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道原子力環境センター
 - イ 所 在 地 郵便番号 045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1
電話番号 0135-74-3131
 - (4) この入札の執行は、公開する。
 - (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年1月25日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道奈井江商業高等学校総合実践装置に係る物品購入 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年3月29日（金）
 - (4) 納 入 場 所 北海道奈井江商業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年1月25日から2月8日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局会議室（北海道空知支庁3階）（郵送による場合は、郵便番号

068-8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成14年2月25日（月）午前10時（郵送による場合は、平成14年2月22日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

8	(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
	落 札 者 の 決 定 方 法	
	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
	9	契 約 書 作 成 の 要 否
	10	そ の 他
	(1)	開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2)	入札金額に係る消費税等の取扱い
	ア	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
	(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

札幌市選挙管理委員会告示			
北海道選挙管理委員会告示第8号			
昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。			
平成14年1月25日			
「幸 北 病 院 同	北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之	木野大通東17丁目 2 番地	平 7. 6. 27 を削り、
「苫 小 牧 市 静 和 荘 同	松風町 2 の 15	57. 12. 8	を
稚内市立特別養護老人ホーム富士見園	稚内市富士見 5 丁目1836番地	同	」
「苫 小 牧 市 静 和 荘 同	松風町 2 の 15	57. 12. 8	を
社会福祉法人榆ヶアハラス青葉	青葉町 2 丁目 9 番 27 号	平 14. 1. 15	に改める。
社会福祉法人緑星の里ナイスデイやなぎ	柳町 4 丁目11番36号	同	」
稚内市立特別養護老人ホーム富士見園	稚内市富士見 5 丁目1836番地	57. 12. 8	」
北海道選挙管理委員会告示第9号			
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。			
平成14年1月25日			
北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之			

政治団体の名称		異 動 事 項		異 動		内 容		届 出 先	
石崎岳豊平区連合後援会		代表者の氏名		秦 泰 正 見		長谷部 唯 雄		事務局	
同		会計責任者の氏名		秦 泰 正 見		長谷部 唯 雄		同	

北海道選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届

出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成13年12月分）

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
政 党	自由党北海道第2総支部	札幌市北区北19条西4丁目21ー755		松 木 謙 公 氏	三 浦 友 明 名	事務局
否	正山会と吉川貴盛	同 中央区北1条西4丁目	グランドホテル6F	高 木 正 明	須 藤 健 次 郎	同
同	吉沢よしあき後援会	亀田郡戸井町字釜谷町41番地		森 祐 祐	宇 美 藤 啓 子	渡島支所
同	くどう昇後援会	檜山郡上ノ国町字向浜6		片 石 勇 藏	工 藤 市 百 合 子	檜山支所
同	大内英二後援会	中川郡本別町南1丁目6番地9		伊 藤 栄 治	古 市	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成13年12月分）

政治団体の名称	異動事項	異動	内 容	届出先
自由民主党札幌手稲区連合支部	会計責任者の氏名	五十嵐 昭 雄	田 辺 安 徳	事務局
民主党北海道第5区総支部	主たる事務所の所在地	江別市野幌町40ー15 G&Tビル	江別市野幌町40ー15 アイティビル2F	石狩支所
函館医師連盟	会計責任者の氏名	大 脇 康 弘	鹿 目 浩 一	渡島支所
はせ保和後援会	主たる事務所の所在地	茅部郡砂原町字掛淵度杭崎220番地12	茅部郡砂原町字度杭崎17番地	同
同	会計責任者の氏名	高 橋 司	渡 辺 義 雄	同
国沢いさお今金町後援会	同	藤 田 悦 雄	木 島 一 正	檜山支所
自由民主党真狩支部	同	大 西 正 則	高 橋 良 和 憲	後志支所
旭川市医師連盟	代表者の氏名	増 田 一 雄	森 橋 紀 夫	上川支所
同	会計責任者の氏名	中 西 欽 也	鷺 塚 三 郎	同
おぎし孝雄後援会	同	鈴 木 謙	佐 藤 三 郎	同
三上あきら連合後援会	政治団体の名称	三上あきら連合後援会	三上あきら後援会	同
同	代表者の氏名	石 坂 辰 義	上 柴 秀 雄	同
同	会計責任者の氏名	金 澤 澄 男	蛇 原 利 泰	同
岡谷しげかつと歩む会	主たる事務所の所在地	稚内市潮見1丁目9ー2	民主党稚内支部内	宗谷支所
金田英行稚内市後援会	同	同 中央5丁目9番17号	同 大黒2丁目6番30号	同
日本商工連盟稚内地区連盟	代表者の氏名	桜 井 安 夫	関 金 作	同

吉田正人連合後援会	主たる事務所の所在地	稚内市中央5丁目7番3号
社会民主党日胆支部連合	代 表 者 の 氏 名	遠 藤 実 成
日本商工連盟室蘭地区連盟	同	天 里 勝 成
酒井芳秀振内地区後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡平取町振内町30－8
同	代 表 者 の 氏 名	樽 尾 重 雄
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	中 橋 正 子
民主党北海道第13区総支部	代 表 者 の 氏 名	仲 野 博 弘
北村直人別海連合後援会	同	福 本 一

稚内市中央5丁目9番17号	宗谷支所
島 田 俊 明	胆振支所
岩 倉 博	同
沙流郡平取町振内町27－22	日高支所
渡 辺 孝 雄	同
大 平 福 藏	同
大 西 田 昭 紘	釧路支所
阪 本 寅 継	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之			
(平成13年12月分)			
政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 の 日	届 出 先
岡野裕北海道後援会	望 月 哲 哉	平13.11.30	事務局
竹村泰子連合後援会	竹 村 泰 子	同13.12.15	同
北海道高祖憲治後援会	望 月 哲 哉	同13.11.30	同
渡辺たかお北海道後援会	高 桑 栄 松	同13.12.18	同
同	小樽後援会	同13.12.14	後志支所
長沢あきら連合後援会	勝 野 治 男	同13. 3.16	空知支所
藤井政義を励ます会	宇 井 政 雄	同13.12.10	同
柳万末広と明るい赤平をつくる会	萱 原 照 正	同13. 3.31	同

北海道選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

渡辺たかお空知後援会	吉 永 嘉 十	同13.12. 6	同
市民の会豊北会	吉 田 泰 男	同13.12.20	上川支所
笠井勝雄後援会	笠 井 勝 雄	同13.12. 4	宗谷支所
渡辺たかおオホーツク後援会	今 野 幸 春	同13.12. 5	網走支所
高橋辰夫大滝後援会	田 渕 敏 広	同13.12.18	胆振支所
大内英二後援会	伊 藤 栄 治	同13.12.20	十勝支所
喜多啓一後援会	那須野 信 雄	同13.12. 9	同
中村弘子後援会	中 村 弘 子	同13.12.25	同
渡辺たかお十勝後援会	高 野 輝 夫	同13.12. 5	同

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之
(平成13年12月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異 動 事 項
氏 名	公 職 の 種 類	はせ保和後援会
長 谷 保 和	砂 原 町 長	主たる事務所の所在地
西 川 将 人	衆 議 院 議 員	公 職 の 種 類

異 動	内 容	届 出 先
新	茅部郡砂原町字掛漕度杭崎220番地12	茅部郡砂原町字度杭崎17番地
	衆議院議員	参議院議員

北海道選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成14年1月25日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年12月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者			資 金 管 理 団 体			指定取消届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	年 月 日	
竹村 泰子	参議院議員	竹村泰子連合後援会	札幌市中央区北4条西12丁目	竹村 泰子	平13.12.15	事務局
笠井 勝雄	猿 払 村 長	笠井勝雄後援会	宗谷郡猿払村字鬼志別	笠井 勝雄	平13.12. 4	宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年12月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政党本部の名称)	政党の支部の名称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届出先 事務局
自由党	自由党北海道第2総支部	有	

調査委員会公表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年1月25日

北海道監査委員 山崎 正隆
北海道監査委員 岡本 修蔵
北海道監査委員 谷 田 栄一
北海道監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

帯広市西22条南3丁目26番地1	岩佐 光啓
河東郡上士幌町字上士幌138-45	安藤 御史
河西郡芽室町西2条南2丁目2番地8	及川 裕
帯広市西20条南5丁目2番14号	小野寺 實
河東郡音更町大通10丁目5番地	佐藤 與志松

2 請求書の提出年月日

平成13年11月19日到達（郵送）
3 請求の内容

(1) 主張事実の要旨

ア 北海道知事は、平成13年9月12～16日に十勝地方の8市町村を舞台に行われた自動車ラリー大会の「インターナショナルラリーイン北海道2001大会運営委員会」に対し、二千万円の補助金支出を決定しているが、これは次の理由によって違法・不当である。

イ 自動車ラリー大会は、自動車メーカーの傘下にあるスポーツクラブもチームを作って参加し、自動車関連業界の営利につながることに、また、車に改造を加えるという特殊性や参加・観戦者もごく一部の特定の人々に限られるなどの観点からみても大衆性や公共性はない。また、観客数七千七百人の本大会への二千万円という補助金は、観客数約二百万人の札幌雪まつりへの補助金一千万円に比べ法外に高額で、公平性・公益性に欠ける。

ウ 改造ザンリオン車が国・道有林などの林道で高出力で排ガスと騒音を放出して爆走し、コース逸脱による樹木の損傷や観客による森林植物の踏み荒らしを引き起こした今回のラリー大会は、大気汚染の防止や森林等の自然環境の保全を定めた「北海道環境基本条例」第9条に違反し、また自然環境の適正な保全等に支障を及ぼす恐れがある行為の規制を定めた第13条にも違反する。さらに、道が脱化石燃料を宣言

し、自動車の使用の抑制を宣言した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」にも違反する。このように、道がこの大会を誘致すること自体が各種条例をないがしろにするもので、まして公金支出は重大な公益違反である。

エ 本ラリーに対する補助金二千万円が予算計上されたのは平成13年3月だったが、大会主催者側から具体的な事業の資金計画が提出されたのは平成13年9月7日だった。すなわち、道はラリー補助金支出の根拠となる申請文書がないまま予算を計上したことになる。これは予算執行手続きに違反し、道民の税金を浪費する不当な措置である。

オ 知事は、資金計画が提出された平成13年9月7日以前より、本ラリーの大会名誉会長に就任していた。これは、資金計画を検討・吟味する前に本大会への支援を内諾していたことになる。また、補助金支出は、資金計画が提出されてからわずか6日後という異例の速さで決定された。これらの行為は公金支出手続きに違反し、不当、違法である。

(2) 措置内容

よって、「インターナショナルラリーイン北海道2001大会運営委員会」に対する補助金交付は地方自治法232条の2に違反しており、次の事項を請求する。

ア 補助金交付の決定を取り消すこと。

イ 上記大会運営委員会に対して、今後一切の補助金を交付しないこと。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成13年11月19日付けをもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

知事及び十勝支庁長がインターナショナルラリーイン北海道2001大会運営委員会（以下「大会運営委員会」という。）に対して行った補助金2,000万円の交付の決定（今後、予定されているものを含む。以下同じ。）が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

なお、補助金2,000万円の内訳は、次のとおりである。

（単位 千円）

区 分	補助金額	摘 要
イベント推進事業費補助金（ラリー大会）	17,000	
地域政策補助金（地域振興イベント）	3,000	交付の決定は、行われていない。
計	20,000	

2 監査対象部署

総合企画部、経済部及び十勝支庁

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第5項の規定に基づき、平成13年12月17日に請求人の陳述を実施した。請求人岩佐光啓から陳述があったほか、請求人佐藤興志松から、陳述に代え、書面の提出があった。陳述内容及び陳述に代わる書面の記載内容は、次のとおりであった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 自動車ラリーは、古くはヨーロッパから始まり、近年ではアジア諸国で頻繁に開催されている。各地で自然環境への影響が懸念され、締め出されているという状況がある。要するに、時代にそぐわないイベントであるということが言える。

(2) 自動車、特にガソリン自動車については、大気汚染、酸性雨、地球温暖化、オゾン層の破壊など、多くの重大な環境問題に深く関わっている。さらに、交通事故では年間1万人以上が死亡し、100万人近い負傷者が出ているという実態がある。このような様々な問題を抱える自動車を使ったスピード競走に補助金を出すこと自体、大きな誤りであると考えている。

(3) 道のイベントの推進事業費の規定によると、営利につながるイベントに対しては支出しないということに決められている。それについても違反しているということになる。

(4) 主催者側から示された大会事前の自然環境の保全措置等の検討報告書を見ても、どのような動植物がいたということが書かれているにすぎない。しかも、わずか2回ほどの調査で動植物を把握したと述べているが、我々専門家の立場からすると、2回ほどの調査で動植物の把握は全く不可能である。

さらに、今回のラリーにおいては、多数の車が高速で走行することによる自然環境への影響を当然把握しなければならないが、そういうことがほとんど論じられていない。ヨーロッパ先進諸国では、車による大気汚染による植物への影響又はその植物を利用する昆虫への影響、そういったものが徹底して調べられる。それに比較すると、ほとんど調査の意味をなさない報告書になっている。

(5) ラリー終了後のモニタリングについても、大きな問題点がある。一つには、ラリー終了後、1週間にわたって外部の侵入を禁止したこと、公平な立場に立つてものを見ることができる第三者が調査できなかった。1週間後には、交通事故による動物の死骸は採取できなくなる。そういう点で、このモニタリング報告書は、非常に大きな欠陥を抱えている。

さらに、植物に対する影響についても、このモニタリングでは、終了直後と終了3日後のわずか2回の調査で、植物に対する影響は非常に軽かったという結論を出している。これは、専門家の立場から言えば、非常に欠陥がある。植物の影響については、

数ヵ月、1年後、その植物がどうなったかということを調べる必要がある。

- (6) 森林に入る車については、ヨーロッパ、アメリカでも様々な問題が起きている。アメリカの事例を挙げると、森林レクリエーションとして、森林を開放したために、車による利用者が増大し、それによって、森林の植生状態の損傷、植生の破壊、生態系の変化、ごみの散乱、水質汚染、無秩序に増大するオフロード車が森林、土壌、河川や生物などに深刻な影響を与えているということが、アメリカの環境委員会で指摘されている。

道は、このような海外での事例を調査して、このようなイベントの誘致、補助金の支出には慎重を期すべきであったと私たちは考えている。

- (7) この2,000万円のうち、1,700万円がイベント推進事業費であり、残り300万円が地域政策補助金であるということで、一つのイベントに二つの補助金が与えられたということも、極めて不可解である。一般的に、一つの補助金を受けているイベントは、補助金支出の対象にはならないということが要綱に書かれている。それにも違反していることになる。

- (8) 現在、地球温暖化防止国際会議で真剣に議論されているように、車社会をどうするか、地域の自然をどうするのか、そして地球環境をどう守るのかということが、私たちに課せられた最大の課題であると言ってもいいと思う。そんな今、時代の流れに全く逆行するかのように、突然浮上した今回の自動車ラリーは、地域の自然や地球環境、社会的、倫理的観点など、あらゆる観点から見ても、見過ごすことができるものではないと私たちは考えている。

- (9) 総じて、主催者側や北海道森林管理者は、影響は「一過性」であることを強調している。その点に大きな錯誤があることを指摘しておく。競技車が短時間に集中的に爆走すること、林道の多数箇所及びこと、自然愛好とは縁のない観客を多数動員することなどが、相乗的に森林環境への負荷を高めてしまう。さらに、この大会は今年だけに留まらず、少なくとも2年間更にアジア大会、世界大会へとエスカレートしていく計画となっている。

- 4 監査対象部局からの事情聴取
監査対象部局のうち、総合企画部及び経済部から事情を聴取した。

このうち、本件補助金交付の公益上の必要性、参加・観戦者が特定の人々に限られるなど大衆性や公共性はないとの主張に対する見解、北海道環境基本条例等に違反するとの主張に対する見解、さっぽろ雪まつりへの補助金に比べ法外に高額であるとの主張に対する見解などについての説明内容は、次のとおりであった。

なお、十勝支庁については、文書による照会を行ったが、総合企画部の説明内容と同様の回答があった。

- (1) イベント推進事業費補助金は、大規模イベントの開催による道外観光客誘致を通し

て、北海道観光の振興と北海道経済の活性化に寄与するものであり、高い公益性を有するものと考えている。本件ラリー大会についてみると、国内外からの大会関係者や観光客の誘致が進み、北海道経済の活性化や北海道観光の振興に寄与するほか、各種マスメディアによる十勝圏域の観光PRにより北海道全体のイメージアップが図られ、また、国際的な知名度の向上にもつながると期待される。

また、地域振興イベントについては、地域特産品奨励、地域間交流・連携などに関連して事業効果があったものと判断されるから、「公益上必要がある場合」に該当するものと考えている。

- (2) 自動車ラリー競技は、特に若者を中心に人気のあるモータースポーツとして定着しており、国内はもとより、道内においても林道をコースとしたラリー大会が数多く開催されている。

本大会は、ラリー会場となる8市町村をはじめ、関係団体が一体となって後援を行った事業であり、多くの観戦客が道内外から訪れたほか、大会期間中に各種のイベントや地域物産の展示・販売、観光PRなどが行われ、地元住民など多くの方々がその運営やイベントに参加するなど、観光の振興や地域振興などの面で効果があった。

- (3) 本件ラリー大会のコースは、自然公園法等の規定による指定地域を除外して設定されており、競技の開催期間も短期間である。また、ラリーに使用される車両は国内の排ガス規制をクリアしたものが使用され、参加台数も制限されている。

さらに、大会運営委員会は、自然環境調査を昨年から季節ごとに実施しており、この調査結果を踏まえ、希少動物が生息している可能性のある地域においては当初予定していたコースを変更するなど、自然環境に対する影響を最小限に押さえるための配慮をしながら本件ラリー大会を開催している。

以上のことから、環境やエネルギー問題に与える影響は、一時的、限定的なものと判断しており、本件ラリー大会は、北海道環境基本条例や北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の趣旨に反するものではないと考えている。

- (4) 補助金の額の決定に当たっては、一概に事業の規模等で比較するのではなく、事業の目的や将来性、資金調達の難易、地域住民や地域社会への貢献、道行政を推進する上での有用性などを総合的に判断して行うべきと考えている。

さっぽろ雪まつりは、本年度で53回の開催を数える行事であり、札幌市などが主体となり、組織体制、資金調達方法等が確立されている事業である。

一方、本件ラリー大会は、国際格式で開催される道内初の大会ということもあり、実績や経験も有しておらず、財政面で相応の支援が必要な状況にある。また、大会の開催により、道外からの集客やそれに伴う経済波及効果、本道の国際的知名度の向上などに寄与することが見込めるほか、8市町村にわたって事業が展開されることから、広域的な地域振興への寄与も期待される。

このほか、ラリー大会ということで、若者を中心に新たなイベントへの参画者を掘り起こす機会にもなるものと考えている。

さらに、北海道の観光の振興を図る上で、札幌以外の地域の観光客誘致を増やすことも課題の一つであり、本件ラリー大会はその契機になるものと期待される。

以上のように、さっぽろ雪まつりと本件ラリー大会では比較考量になじまないものがあり、集客数の多寡をもって直ちに補助金額の大小につながるものではないと考えている。

(5) 平成14年度以降の対応については、今後新たな支援の要請があった場合、今大会の実績の分析や地元市町村などの意見も聴くとともに、関係部などとも十分協議の上、判断したい。

第4 監査の結果
本請求については、次のとおり決定した。
本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件ラリー大会の概要等

ア インターナショナルラリーイン北海道2001は、平成13年9月14日から16日まで、帯広競馬場をメイン会場に、十勝支庁管内の国有林や道有林内の林道などを活用した自動車ラリー競技会のほか、十勝支庁管内各所で地域振興のイベントを開催したものである。

主催者は、毎日新聞社、スポーツニッポン新聞社、メガポート放送及びブライオンズ・フオーの4者で組織された大会運営委員会で、北海道、帯広市など8市町村、十勝観光連盟など地元関係団体及び北海道経済連合会などの経済団体が後援したほか、知事が大会名誉会長を務めた。

イ 本件事業であるラリー大会は、国際自動車連盟の国際格式で行われるもので、国際自動車連盟及び社団法人日本自動車連盟公認の競技会である。

なお、北海道において国際格式のラリー大会が開催されるのは、この大会が初めてである。

ウ 本件ラリー大会への参加台数は27台（計画60台）、観客数はおよそ7,700人（計画1万1,000人）であった。

エ 本件ラリー大会のコースは、自然公園法等による指定地域以外の地域に設定された。また、大会運営委員会は、事前に自然環境調査を実施し、希少動物が生息している可能性のある地域においては当初予定していたコースを変更した。

オ 大会運営委員会は、競技終了後、2回にわたって環境モニタリング調査を行った。この環境モニタリング調査では、動物の衝突死は見られないが、競技車両の路外転

落により樹木が2本損傷したほか、林道脇の笹の倒伏が確認されている。

(2) 補助金の交付の決定に至る経緯

平成11年10月、毎日新聞社からラリー大会の開催について、道に協力要請があった。平成12年8月、毎日新聞社から大会開催経費について支援要請があった。この時点では、事業内容、資金計画などが明らかでなかったことから、総合企画部では、詳細が判明した段階で、支援などについて検討することとしていた。

平成13年6月、事業内容の決定、公表が行われ、9月7日、大会運営委員会から資金計画が提出された。総合企画部では、その内容を精査した結果、観光や地域振興に効果が期待できると判断し、関係部局とも協議を行い、9月13日、既存の補助金を活用して支援することに決定した。

大会運営委員会から提出された資金計画の収支の概要は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	イベント推進事業費補助金 (ラリー大会)		地 域 政 策 補 助 金 (地域振興イベント)
	事 業 収 入		
収 入	主 催 者 負 担 金	100,000	10,000
	道 補 助 金	17,000	3,000
	計	151,500	13,000
支 出	事 業 費	137,850	9,200
	運 営 費	11,150	3,300
	そ の 他	2,500	500
	計	151,500	13,000

(3) 補助金の目的、要件等

ア イベント推進事業費補助金の目的、要件等

(ア) イベント推進事業費補助金は経済部が所管する補助金であり、平成13年度の予算計上額は4,000万円である。このうち2,000万円はさっぽろ雪まつり、ホワイトイルミネーションなどの特定の大規模イベントに対して支援するものとして措置されたもので、残りの2,000万円は臨時的に支援する必要が生じたイベントに対応するために、いわゆる枠予算（予算編成段階では交付先が特定されていない予算）として措置されたものである。

(イ) この補助金は、道外から観光客を誘致することを主な目的として開催する大規模イベントに対して補助することにより、北海道観光の振興と北海道経済の活性化

- 化に寄与することを目的としている（イベント推進事業費補助金交付要綱第2条）。
- (ウ) この補助金の補助対象者は、大規模イベントを主催する実行委員会等である（同要綱第3条）。
- なお、この実行委員会等とは、市町村又は観光協会が主体となって構成組織される団体であって、法人、法人の別、名称は問わないものとされている（「イベント推進事業費補助金の運用について」第3条）。
- (エ) この補助金の補助対象事業は、次に掲げる要件のすべてに該当し、北海道観光の振興と北海道経済の活性化に大きく寄与すると認められる事業とされている（同要綱第4条第1項本文）。
- a 来道観光客をはじめとする集客力が極めて高いと認められる事業
- b 北海道観光のPRが効果的に実施できる事業規模を有すると認められる事業
- c 国際観光の推進又は冬季の北海道観光を推進する趣旨を有すると認められる事業
- d 市町村が経費負担する事業
- なお、上記の事業のほか、知事が特に必要と認める事業は、補助対象事業とされている（同要綱第4条第2項）。
- (オ) (エ)の事業であっても、道の他の補助金の交付の対象となる事業については、補助対象事業から除くものとされている（同要綱第4条第1項ただし書）。
- (カ) この補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額は300万円を超え1,000万円以内とされている。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではないものとされている（同要綱第6条）。
- イ 地域政策補助金の目的、要件等
- (ア) 地域政策補助金は総合企画部が所管する補助金であり、平成13年度の予算計上額は50億円である。このうち6億円は、イベント開催などのソフト事業に対するものとして措置されたものである。
- この補助金の交付手続は各支庁が行っており、十勝支庁に対しては、これまでのところソフト事業分として6,150万円の予算が配当されている。
- (イ) この補助金は、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種の事業に対し補助金を交付し、地域自らが選択し、決定する地域完結型の活性化策の促進を図ることを目的としている（地域政策補助金交付要綱第1）。
- (ウ) この補助金のソフト事業に係る補助対象者は、市町村、一部事務組合、広域連合及び支庁長が適当と認める団体である（同要綱第2）。
- なお、支庁長が適当と認める団体とは、地域の活性化を図るための諸活動を行う団体をいい、法人である与否とを問わないものとされている（地域政策補助金

- 運用方針第2の1の2))。
- (エ) この補助金のソフト事業に係る補助対象事業は、地域福祉の推進、地域文化・スポーツの育成、地域国際化の推進、地域間の交流・連携、地域特産品の奨励、商工業の振興、観光業の振興などを目的として行われるイベント開催事業、広報宣伝事業、人材育成事業、調査研究事業、計画策定事業などとされている（同要綱第3本文）。
- (オ) (エ)の事業であっても、国又は道の他の補助金を受け、又は補助対象とされている事業は、補助対象事業から除くものとされている（同要綱第3ただし書・同運用方針第2の2の1))。
- (カ) この補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額は、支庁長が適当と認める団体の場合、10万円以上300万円以内とされている（同要綱第5）。
- (4) 補助金の目的、要件等に適合していると判断した所管部局の考え方
- ア イベント推進事業費補助金に係る所管部局の考え方
- イベント推進事業費補助金を所管する経済部の考え方は、次のとおりである。
- (ア) 本件ラリー大会は、道内では国際格式で開催される初のイベントであり、国内外から一定程度の集客が見込まれること、こうした国際格式のイベントの開催地として北海道を内外にアピールする格好の事業であること、また、本件ラリー大会の開催に伴い各種アスメディアが行う十勝圏域の観光PRによって北海道観光のイメージアップが図られることなどにより、北海道の観光と経済の活性化に資することから、補助金の目的に適合するものと判断した。
- (イ) 「イベント推進事業費補助金の運用について」において、この補助金の補助対象者である実行委員会等とは市町村又は観光協会が主体となって構成される団体であると規定している（(3)のア(ウ)を参照のこと。）が、本件は、関係市町村及び観光協会は「後援」という形での参画ではあるものの、イベント会場で観光PRや物産の展示販売を行うなど、関係市町村等が主催者と一体となって大会の運営の一翼を担い、大会運営委員会に実質的に参画しているものとみなされるから、大会運営委員会は、補助対象者としての資格を有するものと判断した。
- (ウ) 本件ラリー大会は、イベント推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の各号に掲げる要件（(3)のア(エ)を参照のこと。）の中で、第2号の要件（北海道観光のPRが効果的に実施できる事業規模を有すると認められること。）及び第3号の要件（国際観光の推進又は冬季の北海道観光を推進する趣旨を有すると認められること。）におおむね該当するほか、こうした国際格式のイベントの開催地として北海道を内外にアピールする格好の事業であることから、同条第2項の「知事が特に必要と認める事業」に該当するものと判断した。

(エ) 補助金の額は、同要綱第6条本文においては1,000万円以内と規定されているが、本件ラリー大会がこうした国際格式のイベントの開催地として北海道を内外にアピールする格好の事業であることから、同条ただし書の「知事が特に必要と認める場合」を適用するとともに、補助申請内容を考慮して1,700万円とした。 なお、この1,700万円は、臨時的に支援する必要が生じたイベントに対応するために措置されたいわゆる枠予算の2,000万円から支出するものである。 イ 地域政策補助金に係る所管部局の考え方 地域政策補助金を所管する総合企画部及び十勝支庁の考え方は、次のとおりである。 (ア) 現時点では補助金交付申請が行われていないことから、地域振興イベントが補助金の目的、要件等に適合するかどうかの最終的な判断はできない。 (イ) しかし、これまでに承知している範囲では、地域振興イベントは、イベント本体事業であるラリー大会の会場となった十勝インターナショナルスピードウェイ、陸別オフロードサーキット及び帯広競馬場において、地元の各種団体による地域物産等の販売・ＰＲ、地元住民が参加するラジコンレースやバギーカーレースが行われるなど、地域特産品の奨励や地域間の交流・連携などが図られており、補助金の目的、要件等に適合するものと考えている。 (5) 補助金交付手続の進ちょく状況 ア イベント推進事業費補助金について (ア) 経済部は、平成13年9月14日、大会運営委員会に対し、補助金交付申請書等の関係書類を提出するよう通知した。 (イ) 同日、大会運営委員会から補助金交付申請書等の提出があった。 (ウ) 経済部は、平成13年10月22日、補助金の交付を決定するとともに、大会運営委員会に対し、補助する旨を指令した。 (エ) 実績報告書の提出、補助金の額の確定及び補助金の交付は、補助対象事業の事業期間の終了後（平成13年12月31日以降）に行われる予定である。 イ 地域政策補助金について (ア) 総合企画部は、平成13年11月16日、十勝支庁に対し、本件ラリー大会に係る300万円を含む440万円の予算を配当した。 (イ) 十勝支庁と大会運営委員会の間で、補助金の交付申請等に必要な打合せは行われているが、補助金交付申請書等の提出はまだ行われていない。 2 判断 (1) 公益上の必要性の観点などからの補助金交付の適法性 ア 法第232条の2の「公益上必要がある場合」の解釈 法第232条の2は、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄	附又は補助をすることができると定めているが、その内容を具体的に定めていないことから、「地方公共団体が同条の規定の趣旨に従って、右交付処分が住民にもたらすであろう利益、程度等諸般の事情を勘案して判断すべきこととなるが、その判断につき著しい不公正もしくは法令違背が伴わない限り、これを尊重することが地方自治の精神に合致する」（福岡高裁昭和53年3月29日判決）、「法は、「公益上必要がある場合」に当たるか否かの判断については、当該地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねている」（東京地裁平成12年3月23日判決）などとされている。 イ 公益上の必要性について 本件ラリー大会は、道内においては国際格式で開催される初のイベントであり、国内外から一定程度の集客が見込まれたこと、また、こうした国際格式のイベントの開催地としての北海道を内外にアピールする事業であって、北海道観光のイメージアップが図られるなど北海道の観光及び経済の活性化に資するものと期待されたこと、また、地域振興イベントは、大会期間中に、地元住民が参加するラジコンレース等各種イベントや地域物産等の販売、ＰＲなどを事業内容とするものであり、地域振興に資するものと期待されたことなどの事情を勘案すれば、本件補助金の交付は、客観的に公益上必要であるものと認められる。 ウ 自動車関連業界の営利につながるなどの主張について 本件ラリー大会は、請求人が主張するように、自動車関連業界の営利につながり、参加・観戦者もモータースポーツの愛好者などが中心となるといった側面も全くないわけではないが、それだからといってイで述べた本件補助金の公益上の必要性が失われるものとは認められない。 エ さっぽろ雪まつりに比べ法外に高額であるとの主張について 補助金額は、事業の目的、効果、資金調達の難易度などを総合的に判断して決定されるべきものと考えられるから、観客数の多寡をもって補助金が高額であるか否かを判断することはできない。本件ラリー大会に対し、イベント推進事業費補助金として1,700万円を交付することが決定されているが、これは本大会が国際格式で開催される道内初の大会であり、実績や経験も有しておらず資金面で相応の支援が必要な状況にあったこと、国際格式のイベントの開催地として北海道をアピールする事業であることなどを考慮したことによるものと認められるから、この補助金額をもって事業運営に係る組織体制、資金調達方法等が確立されているさっぽろ雪まつりに対する補助金に比べ高額で公平性に欠け、ひいてはイで述べた公益上の必要性が失われるものとは認められない。 オ 北海道環境基本条例に違反するなどの主張について (ア) 北海道環境基本条例第9条は道が多様な自然環境を保全するなどの基本方針に基づき施策を総合的かつ計画的に推進することを定めたものであり、また、同条
---	---

例第13条第2項は道が自然環境の保全等を図るため自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に關して必要な規制の措置を講じなければならないことを定めたもので、いずれも具体的な法規制を定めたものではないから、これらの規定から直ちに補助金の対象となる事業の違法性を論じることとはできない。

(イ) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に違反するとの主張については、この条例のどの条項に違反していると主張しているのか明らかではないが、同条例第4条（事業者の責務）又は第5条（道民の責務）に違反することであれば、これらの規定は一般的な責務を定めた訓示規定であると解され、具体的な法規制や法的措置を定めたものではないから、これらの規定から直ちに補助金の対象となる事業の違法性を論じることとはできない。

(ウ) 請求人の主張を補助金の対象となる事業は前記(ア)、(イ)の条例の趣旨に反するものであると広く解釈するとしても、以下に述べる理由から、その主張は妥当と認めることはできない。

自然環境への影響について、大会運営委員会が行ったモニタリング調査の結果では、動物の衝突死は見られなかったこと及び樹木の損傷2本のほか林道脇の倒伏などが見られたことが明らかになっている。

しかし、大会運営委員会は、事前に自然環境調査を実施するとともに、希少動物が生息している可能性がある地域においては当初予定していたコースを変更し、さらに、国内の排ガス規制に適合した車両を使用していること、競技参加車両数も制限していることなど、自然環境への影響を最小限とするために一定の配慮を行ったことが認められる。

このような事情を勘案すれば、自然環境への何がいかなの影響が全くないとはいえないが、そのことをもって直ちに、北海道環境基本条例や北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の趣旨に反したり、イで述べた公益上の必要性が失われるものとは認められない。

カ 営利につながるイベントに対しては支出しないとの規定に違反するとの主張について

イベント推進事業費補助金交付要綱等において、「営利につながるイベントに対しては支出しない」との規定は見られなかった。一般に、営利を目的とする団体や事業には補助金を交付しないものと考えられるが、大会運営委員会は営利を目的とする団体ではなく、本件ラリー大会は営利を目的とする事業ではないと認められる。

キ 二つの補助金が交付されていることが交付要綱に違反するとの主張について

いずれの補助金の交付要綱においても、道の他の補助金の交付の対象となる事業については補助対象事業から除くとしているが、本件の場合、本件ラリー大会及び地域振興イベント事業の異なる二つの事業に対する補助金の交付と認められる。

ク 裁量権の逸脱又は濫用の有無について

イベント推進事業費補助金については、1の(4)のアの(イ)で述べたとおり、大会運営委員会をイベント推進事業費補助金の補助対象者としての資格を有するものと判断し、また、1の(4)のアの(ウ)で述べたとおり「知事が特に必要と認める事業」に該当するものとして補助対象事業と認め、さらに、1の(4)のアの(エ)で述べたとおり「知事が特に必要と認める場合」に該当するものとして補助金の上限額（1,000万円）を超えて1,700万円の交付を決定している。イベント推進事業費補助金の交付決定にはこのような事実が認められるが、当該補助金の交付決定は、関係市町村が大会運営委員会に実質的に参画していることと見ることができること、本件ラリー大会が国際格式で開催される道内初の大会であること、国際格式のイベントの開催地として北海道をアピールする事業であることなどを考慮して行ったものと認められるから、事業等が「知事が特に必要と認める」ものなどであることをもって裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。そのほか、特段、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる事実はなかった。

(2) 補助金交付手続の適法性

ア 予算執行手続に違反するとの主張について

補助事業に関する資金計画は、一般的には、予算が計上された後の補助金の交付申請の際に添付書類として提出させるものである。特に、本件ラリー大会の場合、いわゆる枠予算から補助金が交付されるものであるから、予算計上時に具体的な事業の資金計画等の申請文書がないことをもって、予算執行手続に反することとはできない。

イ 公金支出手続に違反するとの主張などについて

(ア) 知事の大会名誉会長への就任と補助金による支援は別個の行為であり、大会名誉会長へ就任したことが、直ちに、補助金による支援を内諾したことになるものとは認められない。また、大会名誉会長への就任に伴い、補助金による支援を内諾したといった事実も確認できなかった。

(イ) 資金計画が提出されてから六日後の9月13日に総合企画部が行った支援の決定は、内部の事実上の意思決定にすぎないから、これを住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である補助金の交付の決定（支出負担行為）と見ることはできず、また、異例の早さであるかどうかはともかく、何らの手続に違反するものではない。

(ウ) なお、補助金交付決定手続（今後行われる予定のものを除く。）に関して、違法又は不当とは言えないまでも、次のような適切さを欠く取扱いが行われていた。

α 補助事業は、一般的には、交付決定通知（又は内示）を受けた後初めて事業の執行に着手することとなり、交付決定の内容及びこれに附した条件に従って

事業を遂行しなければならないとされている。

しかし、この補助事業の事業実施期間は、平成13年4月20日から12月31日まで（ララー大会は9月14日から16日まで）となっているにもかかわらず、事業着手後とすることもやむを得ない事情が明らかにされないまま、交付内示が9月14日と事業着手後に行われている。

- b この補助事業は、イベント推進事業費補助金交付要綱で定める「知事が特に必要と認める事業」であり、補助金の額も「知事が特に必要と認める場合」として同要綱で定める上限額を超えているが、こうした取扱いの適用等には慎重さが求められるものの、特に必要と認める理由が交付決定書（又は内示決定書）において明らかにされていない。

- (3) まとめ
請求人は、「「インターナショナルララーイン北海道2001大会運営委員会」に対する補助金交付は地方自治法232条の2に違反して」というと主張している。
しかし、本件補助金の交付は、(1)及び(2)で述べたとおり、違法又は不当であると認

めることはできない。

以上のとおり、大会運営委員会に対して行った補助金2,000万円の交付の決定についての請求人の主張には、理由がないものと判断した。

なお、違法又は不当ではないものの、(2)のイの(ウ)で述べたとおり適切さを欠く取扱いが見られたことから、今後、このようなことがないよう、より適切な事務処理を行うべきである。

道 地 方 労 働 委 員 会 告 示

北海道地方労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定に基づき、北海道地方労働委員会あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成14年1月25日

北海道地方労働委員会会長 藤 本 昭 夫

氏 名	生 年 月 日	現 職	経 歴	歴	委 嘱 年 月 日
ふじもとあきお 藤 本 昭 夫	昭和 7. 3.10	北海道地方労働委員会第34期会長 弁 護 士	日本弁護士連合会副会長 北海道地方労働委員会第26～31期公益委員、第32期会長代理、第33期会長		平成12.11. 1
くまもとのぶを 熊 本 信 夫	同 10.12.16	北海道地方労働委員会第34期会長代理 北海学園大学学長	北海学園大学法学部長 北海道地方労働委員会第23～32期公益委員、第33期会長代理		同
なかむらみちよし 中 村 通 義	同 6.12.18	北海道地方労働委員会第34期公益委員 北海学園北見短期大学教授	北海道大学経済学部教授 北海道地方労働委員会第24～33期公益委員		同
なかじまいちろう 中 島 一 郎	同 7. 1. 2	北海道地方労働委員会第34期公益委員 弁 護 士	日本弁護士連合会副会長 北海道地方労働委員会第22～33期公益委員		同
そねまさゆき 曾 根 理 之	同 13. 9. 3	北海道地方労働委員会第34期公益委員 弁 護 士	北海道地方労働委員会第29～33期公益委員		同
どうこうてつなり 道 幸 哲 也	同 22.11.13	北海道地方労働委員会第34期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道地方労働委員会第25～33期公益委員		同
むらおか 村 岡 ひとみ	同 23. 1. 9	北海道地方労働委員会第34期公益委員 北海道武蔵女子短期大学教授	北海道武蔵女子短期大学助教授 北海道地方労働委員会第32～33期公益委員		同
ふじた みつお 藤 田 美津夫	同 26. 8.13	北海道地方労働委員会第34期公益委員 弁 護 士	北海道弁護士会連合会理事 北海道地方労働委員会第33期公益委員		同

いしぐろまさ と 石 黒 匡 人	昭和32.10. 8	北海道地方労働委員会第34期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部助教授	平成13. 4.13
おり とりょうじ 折 戸 良 治	同 18. 2. 3	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 北海道電力関連産業労働組合総連合会特別執行委員	全北海道電力労働組合執行委員長	同 12.11. 1
さ とう こういち 佐 藤 公 一	同 24. 5. 2	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 サービス・ツーマン産業労働組合連合会北海道地方連合会事務局長	日本労働組合総連合会北海道連合会石狩地域協議会事務局長 北海道地方労働委員会第32～33期労働者委員	同
おがわ こういち 小 川 孝 一	同 15. 6. 6	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 北海道森林関連産業労働組合連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道地方労働委員会第33期労働者委員	同
おおふねしゅういち 大 船 修 一	同 16. 6.18	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会胆振地域協議会会長	日本製鋼所室蘭労働組合会長	同
せきかわかつ こ 関 川 勝 子	同 17. 5. 1	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 情報産業労働組合連合会北海道地方協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会委員長 北海道地方労働委員会第33期労働者委員	同
やまかわひろゆき 山 川 博 千	同 17. 5. 6	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会特別執行委員	全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会執行委員長 北海道地方労働委員会第32～33期労働者委員	同
さかもと もりまさ 坂 本 守 正	同 17.11.10	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会留萌地域協議会事務局長	北海道季節労働組合事務局次長	同
あら の かつあき 新 野 勝 昭	同 18. 2.16	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 全国一般労働組合全北海道中小企業労働組合連合会書記長代行	日本労働組合総連合会北海道連合会石狩地域協議会事務局長 北海道地方労働委員会第33期労働者委員	同
あき た きみお 秋 田 喜美男	同 19. 3. 5	北海道地方労働委員会第34期労働者委員 全日本郵政労働組合北海道地方本部執行委員長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道地方労働委員会第32～33期労働者委員	同
すず き たかし 鈴 木 孝	同 4. 4.22	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 北海道建設駅体工事業協同組合事務局長	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道地方労働委員会第28～33期使用者委員	同
くりはらかつ のり 栗 原 勝 憲	同 18. 6.25	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 北海道経営者協会専務理事	北海道経営者協会理事・事務局長	同
たかさきあい こ 高 崎 愛 子	同 5. 4.22	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 株式会社太平洋観光札幌代表取締役社長	太平洋観光株式会社取締役 北海道地方労働委員会第31～33期使用者委員	同
ほう ば み の る 寶 保 稔	同 7.10.29	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 函館経営者協会幹事会代表	函館製網船具株式会社顧問 北海道地方労働委員会第30～33期使用者委員	同
おい え ま さ ゆ き 小 家 正 幸	同 16. 3.15	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 日通機工株式会社顧問	日本通運株式会社旭川支店長 北海道地方労働委員会第31～33期使用者委員	同

はしもとたかかず 橋 本 隆 一	昭和17. 1. 1	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 豊平製鋼株式会社常勤監査役	豊平製鋼株式会社取締役総務部長	平成12.11. 1
ほんぶみつひろ 本 富 光 宏	同 19. 2.14	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 王子製紙株式会社江別工場工場長代理兼事務部長	王子製紙株式会社洋紙営業本部高級用紙部長 北海道地方労働委員会第33期使用者委員	同
おだの あきら 小田野 晃	同 21.10.31	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部长	北海道電力株式会社室蘭支店副支店長	同 13.11. 9
さとうひでき 佐 藤 秀 紀	同 27. 5.20	北海道地方労働委員会第34期使用者委員 新日本製鐵株式会社北海道支店次長	新日本製鐵株式会社エネルギーエンジニアリング事業部都市・ 産業エネルギー営業グループリーダー	同 12.11. 1
つじ よしかず 辻 義 和	同 18. 8. 3	北海道地方労働委員会事務局局長	北海道水産林務部次長 北海道日高支庁長	同 13. 4.13
みずくらたつひこ 水 倉 龍 彦	同 18. 7.25	北海道地方労働委員会事務局次長	北海道教育庁上川教育局長 北海道自治政策研修センター政策研究室長	同 12. 4.14
かたい たけし 片 井 猛	同 18.11.21	北海道地方労働委員会事務局総務課長 兼 参事 (個別対策)	北海道人事委員会事務局任用課参事 北海道総合企画部計画推進室参事	同 13. 4.13
おもたにたかし 表 谷 尚 史	同 19. 2.22	北海道地方労働委員会事務局審査課長	北海道生活福祉部参事 北海道自治政策研修センター教授	同

規 程 第 三 十 三 号

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年 1月25日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 業務概要

(1) 業 務 名 警察官募集ポスターデザイン制作業務

(2) 業務内容 北海道警察官等募集に係るポスターの企画、取材及び版下作成までの
業務 (印刷製本業務を除く。) を委託する。

(3) 履行期限 平成14年 2月28日

2 参加資格及び選定基準

(1) 企画提案書の提出者に要求する資格

ア 平成12年度又は平成13年度に官公庁又は民間事業者と本事業に類似する業務の契約
・実施実績がある法人・団体であること。

イ 取材等の業務を円滑に行うため、札幌市内に営業拠点を有していること。

ウ 業務の確実な実施のため、責任者のほか担当者 3 人以上の体制があること。

(2) 選定基準

ア 業務処理体制

イ 本業務を実施するための体制等

イ 企画提案の内容

ポスターのデザイン等

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060—8520 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道警察本部警務部警務課
電話番号 011—251—0110 内線 2653

フアクシミリ 011—272—3140

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所
平成14年 1月25日 (金) から31日 (木) まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間は
午前 9 時から午後 5 時まで)

交付場所は、(1)に同じ。 (3) 参加資格審査申請書の提出期限、提出先及び提出方法 平成14年2月1日(金) 午後5時(必着) 提出場所は、(1)に同じ。 提出方法は、持参又は郵送による。いずれの場合も提出方法を事前に電話で連絡すること。 (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法等 平成14年2月7日(木) 午後5時 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 必要に応じてヒアリングを行う。 4 その他 (1) 契約書の作成の要否 (2) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (3) 詳細は、プロポーザル説明書によること。	
---	--

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社